

空家等利活用補助金(解体撤去)の交付申請に必要な書類一覧

必要書類	チェック欄
(1)宮古市空家等利活用補助金(解体撤去)交付申請書	<input type="checkbox"/>
(2)本人確認書類の写し	<input type="checkbox"/>
(3)工事見積書の写し(工事内訳明細が分かるもの)	<input type="checkbox"/>
(4)対象空き家の位置図	<input type="checkbox"/>
(5)対象空き家の平面図	<input type="checkbox"/>
(6)対象空き家の外観写真	<input type="checkbox"/>
(7)申請者が相続人の場合は、他の相続人全員の同意書 ※相続放棄している相続人は「相続放棄受理通知書」の写し	<input type="checkbox"/> ※
(8)抵当権が設定されている場合は、設定権者全員の同意書	<input type="checkbox"/> ※
(9)共有者がいる場合は他の共有者全員の同意書	<input type="checkbox"/> ※
(10)対象空き家の「用途」「構造」「建築年次」「権利関係」を証明できる書類の写し	
①登記建物の場合 → 「登記事項証明書」の写し	<input type="checkbox"/> *
②未登記建物の場合 →「固定資産評価証明書」または「固定資産税課税明細書」の写し	<input type="checkbox"/> *
※上記①または②の所有者と申請者が異なる場合	
③-1 遺産分割協議済みの場合(所有権移転しているが、公的証明書類で証明できない場合) →「遺産分割協議書」など、所有権が申請者へ移転したことが分かる資料の写し	<input type="checkbox"/> ※
③-2 上記③-1以外の場合(所有権移転されていない空き家を相続人が申請する場合) →「被相続人(所有者)の出生から死亡までの戸籍」、「相続人全員の戸籍」	<input type="checkbox"/> ※

□※:該当がある場合のみ提出 □*:いずれかを提出